

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和4年4月1日

標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

通し番号	該当ページ (改訂版要領)	該当行	現行	改正後
1	P1	4	<p>特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領 -介護職種の基準について-</p> <p>平成 29 年9月 <u>法務省</u>・厚生労働省 編</p>	<p>特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領 -介護職種の基準について-</p> <p>平成 29 年9月 <u>出入国在留管理庁</u>・厚生労働省 編</p>
2	P27	8	<p>告示第4条 介護職種に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。</p> <p>一 規則第二十九条第一項第一号から第四号、第七号又は第八号に規定する法人であること。</p> <p>二 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であつ</p>	<p>告示第4条 介護職種に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。</p> <p>一 規則第二十九条第一項第一号から第四号、第七号又は第八号に規定する法人であること。</p> <p>二 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であつ</p>

			<p>て、介護又は医療に従事する事業者により構成されるものであること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>て、介護又は医療に従事する事業者により構成されるものであること。</p> <p><u>三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人であること。</u></p>
3	P27	11	<p>○ 告示第4条においては、介護職種の監理団体として認められる法人類型が列举されています。具体的には以下のとおりです。</p> <p>① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>※ 本体制度上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限ります。</p> <p>② 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であつて、介護又は医療に従事する事業者により構成されるもの</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>○ 告示第4条においては、介護職種の監理団体として認められる法人類型が列举されています。具体的には以下のとおりです。</p> <p>① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>※ 本体制度上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限ります。</p> <p>② 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であつて、介護又は医療に従事する事業者により構成されるもの</p> <p><u>③ 社会福祉連携推進法人</u></p>